

苫小牧基署発 1222 第 1 号
令和 3 年 12 月 22 日

関 係 各 位

苫小牧労働基準監督署長
(公 印 省 略)

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について (周知)

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 188 号。以下「改正省令」という。) が令和 3 年 12 月 1 日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行することとされたところです。また併せて、事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号。以下「事務所則」という。) 及び労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。) について、一部運用の見直しが行われました。

貴団体におかれましては、本改正及び運用の見直しの趣旨を御理解いただくとともに、別添資料のほか、厚生労働省ホームページに掲載された内容も参照の上、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力をお願いいたします。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

職場における労働衛生基準が変わりました ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

- 作業面の照度【事務所則第10条】**※令和4年12月1日施行
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。
- 救急用具の内容【安衛則第634条】**
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 - 一般的な事務作業(300ルクス以上) - 付随的な事務作業(150ルクス以上) ・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 ・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。 ・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	・随時利用が可能となるよう機能を確保する。 ・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の改正に係る質疑応答集

令和3年12月

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

目次

- 1 照度について
- 2 便所について
 - (1) 便所の設置に係る原則について
 - (2) 今回の改正における「独立個室型の便所」の定義について
 - (3) 独立個室型の便所の設置について
 - (4) その他
- 3 救急用具について

※ 本質疑応答集は一般的な状況についての回答を示しているものであり、個別具体的な事案については、お近くの労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

1 照度について

【質問 1－1】

情報機器作業を行う際、作業面で 300 ルクスを維持しようとする、照明の光が画面に反射して視界に入り、まぶしすぎるが、どのように対応すればよいか。

(答)

採光や照明の種類や角度により、まぶしさを感じることもあるので、事業者は、労働者が照度にかかわらず、まぶしさを感じないようにすることが必要です。

情報機器を利用する際に、まぶしさを生じさせない方法については、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 3 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の「4 作業環境管理」に記載がありますので、事業場における対策の参考にしてください。

2 便所について

(1) 便所の設置に係る原則について

【質問 2 - (1) - 1】

今回の改正で、作業場の便所は作業場の規模にかかわらず男性用と女性用に区別するという原則に変更はあるか。

(答)

変更はありません。

【質問 2 - (1) - 2】

今回の改正は女性用便所の男女共用便所への改修を推進するものなのか。

(答)

作業場に設置する便所は、作業場の規模にかかわらず、男性用と女性用に区別して設けることが原則であることは従前から変わりません。

その上で、今回の改正では、小規模な作業場では、建物の構造や配管の敷設状況から、男女別の便所を設けることが困難な場合もあることから、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないものとしているものです。

ただし、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合においても、可能な限り便所は男性用と女性用に区別して設置することが望ましいことは言うまでもありません。

なお、同時に就業する労働者が常時 10 人を超える場合は、従前どおり男性用と女性用に区別した便所を設置することが義務付けられています。

(2) 今回の改正における「独立個室型の便所」の定義について

【質問 2 - (2) - 1】

今回の改正における「独立個室型の便所」には具体的にはどのようなものが該当するか。

(答)

今回の改正における「独立個室型の便所」とは、男性用と女性用に区別しない単独でプライバシーが確保されている便所のことをいいます。

全方向を視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である必要及び手洗い設備を備えている必要があります。

独立個室型の便所に該当するか否かは個別の判断となりますが、例えば車椅子使用者用便房で、上記要件を満たすものは当然独立個室型の便所に該当しま

す。

(3) 独立個室型の便所の設置について

【質問 2 - (3) - 1】

施行日以降は、全ての事業場において独立個室型の便所を設置しなければならないのか。

(答)

従来の設置基準を満たしている便所を設置している事業場については、変更の必要はありません。

今回の事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の便所に係る改正は、

- ① 同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設けることで足りることとした
- ② 男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所又は女性用便所の便房の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする当該事業場における同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所 1 個につき男女それぞれ 10 人ずつ減ずることができることとした

というものです。

今回の改正により、作業場における便所の設置に関する選択肢が増えるものであり、独立個室型の便所の設置を全ての事業場に対して求めるものではありません。独立個室型の便所を設置するか否かは、事業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応することが望まれます。

【質問 2 - (3) - 2】

これから起業することを考えている。マンションの一室を事務所として使用しようと考えているがトイレが 1 箇所しかない。問題はあるか。

(答)

作業場に設置する便所については、作業場の規模にかかわらず男性用と女性用に区別して設置することが原則ですが、住居として使用することを前提として建築された集合住宅の 1 室を作業場として使用している場合など、便所が 1 箇所しか設けられておらず、建物の構造や配管の敷設状況から、男性用便房、男性用小便器、女性用便房の全てを設けることが困難な場合もあります。このような場合についても例外なく、便所男女別の原則を適用した場合、作業場の移転や

便所の増設に必要なスペースを確保することによる作業環境の悪化などが生ずるおそれがあることから、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、特例的に男女別による設置は要しないこととしています。

ただし、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合においても、可能な限り便所は男性用と女性用に区別して設置することが望ましいことは言うまでもありません。

なお、新たに作業場を設ける場合については、当該作業場で同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合には、独立個室型の便所を 1 箇所設ければ足りるものではありませんが、業務拡大などにより新たに労働者を雇い入れ、同時に就業する労働者の数が常時 10 人を超えた場合には、直ちに法違反となる一方、便所の増設は容易ではないことを踏まえれば、予め男性用と女性用に区別した便所を設置しておくことが望まれます。

【質問 2 - (3) - 3】

本事業場では、同時に就業する労働者の数が男女合わせて常時 10 人以内であり、

現在、独立個室型の便所が 1 箇所しかないが、労働者の利便性向上や労働者の人数が増加した場合のため、もう 1 箇所独立個室型の便所を設けようと考えている。

独立個室型の便所が 2 箇所あるとき、便所男女別の原則に基づき、便所を男性用と女性用に区別するために、一方を男性用便所、もう一方を女性用便所として表示し、使用する場合について、男性用小便所を設けていなければ問題となるか。

(答)

今回の改正により新たに示された「独立個室型の便所」は、男女別に便所を設けた上で、付加的に設置する場合には、1 箇所につき、男女それぞれ 10 人分を応需可能であると見なし、便房等の個数の算定を行うことができることを踏まえれば、「独立個室型の便所」と同等の構造を有する便所を男性専用として使用する場合には、当該便所 1 箇所で男性 20 人分に対する大便所、小便所の役割を果たしているとは見なすことができます。

このため、「独立個室型の便所」と同等の構造を有する便所を男性専用便所とした場合は、男性労働者が 20 人以内であれば、ご質問のようなケースも含め、男性用小便所を設けなくとも事務所衛生基準規則第 17 条または労働安全衛生規則第 628 条に基づく男性用便所を設置したこととなります。

【質問 2 - (3) - 4】

本事業場では、同時に就業する労働者の数が男女合わせて常時 10 人以内であり、現在、独立個室型の便所が 1 箇所しかないが、労働者の利便性向上のため、独立個室型の便所内に、大便器のほかに、男性用小便器を設置しようと考えているが、問題はないか。

(答)

同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合には、独立個室型の便所を 1 箇所設ければ、事務所衛生基準規則や労働安全衛生規則で定める基準は満たすものではありませんが、上記基準はあくまで最低基準であり、利便性向上のために、独立個室型の便所内部に男性用小便器を設けることは当然問題にはなりません。

ただし、独立個室型の便所は、複数人が同時に使用することはできないことから、便所の箇所数を算定する際には、当該独立個室型の便所 1 箇所をもって便房及び男性用小便所を設置したとは見なせませんので注意が必要です。

【質問 2 - (3) - 5】

本事業場では、基本的には同時に就業する労働者は 6 人だが、シフトの交代の際には、引き継ぎ等のために、一時的に短時間、同時に 12 人就業することがあるが、独立個室型の便所 1 箇所のみの設置で問題ないか。

(答)

個別の状況について一概に回答するのは困難ですが、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を 1 箇所設けることで足りる。

(4) その他

【質問 2 - (4) - 1】

便所に男性用、女性用の表示をする必要があるか。

(答)

事務所衛生基準規則や労働安全衛生規則においては、便所への男女別の表示は規定していませんが、表示の在り方も含め、便所の使用や維持・管理に関するルール等について、衛生委員会等で調査審議、検討等を行った上で定めておくことが望まれます。

なお、表示については、日本産業規格 JIS Z 8210 が参考となります。

3 救急用具について

【質問 3－1】

職場に備えるべき救急用具の品目はどのように決定すればよいか。

(答)

事業場の実情に応じて、負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料を備える必要があることから、リスクアセスメントの結果や、安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見を踏まえて決定することが重要です。